【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【会社名】	東洋埠頭株式会社
【英訳名】	TOYO WHARF & WAREHOUSE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　原　匡史
【本店の所在の場所】	東京都中央区晴海一丁目８番８号
【電話番号】	（０３）５５６０－２７１１
【事務連絡者氏名】	執行役員広報部長　　松本　邦宏
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区晴海一丁目８番８号
【電話番号】	（０３）５５６０－２７１１
【事務連絡者氏名】	執行役員広報部長　　松本　邦宏
【縦覧に供する場所】	東洋埠頭株式会社　川崎支店 （神奈川県川崎市川崎区扇町13番１号） 東洋埠頭株式会社　大阪支店 （大阪府大阪市此花区梅町二丁目４番72号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2026年11月27日

(2) 当該事象の内容

①投資有価証券売却益の計上

当社は、2026年11月27日開催の取締役会におきまして、当社が保有する投資有価証券の一部を売却することを決議いたしました。

本決議は、経営三カ年計画「Fly to the Next 2028」に則り、政策保有株式の縮減に向けて引き続き売却を進めておりますが、より一層の売却を推進し、資本効率の改善を進めるためのものです。

売却予定の投資有価証券は当社が保有する上場有価証券（株式）、売却時期は2026年12月から2027年２月を予定しております。この売却により投資有価証券売却益は約21億円を見込んでおります。なお、投資有価証券売却益は、現在の株価などから算出した見込額であり、変動する場合があります。

②訴訟損失引当金繰入額の計上

当社は、2026年11月27日開催の取締役会におきまして、訴訟損失引当金繰入額として和解による損失見込額20億円を特別損失に計上することを決議いたしました。

本決議は、東京地方裁判所におきまして審理が進められておりました下記訴訟について、同裁判所より、和解提案が提示されたことから、和解提案の内容を精査し、この和解案を受け入れる方針とすることを決議したことによるものです。

＜訴訟の概要＞

2019年４月16日に、川崎支店内バイオマス発電用燃料搬送ベルトコンベアに火災が発生し、近隣の施設に延焼しました。これに対し、延焼した施設で発電事業を行っている株式会社京浜バイオマスパワー、また発電施設の所有者である出光興産株式会社より2022年３月28日付にて、当社に対する損害賠償請求訴訟が提起され、2022年５月23日に訴状の送達を受けました。その後2024年６月10日付で請求金額を変更する旨の拡張申立書が提出され、2024年８月26日に送達を受けました。拡張申立後の損害賠償請求金額は、株式会社京浜バイオマスパワーが4,157,221,740円、出光興産株式会社が1,000,520,193円、請求額合計が5,157,741,933円です（遅延損害金を除く）。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2027年３月期の連結決算及び個別決算において、投資有価証券売却益を特別利益に、訴訟損失引当金繰入額を特別損失に計上する見込みです。

以　上